

補助金調書

補助金名	障がい者社会福祉施設等整備費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局障がい者部 障がい者施設支援課 (TEL 092-711-4249)	
交付先	団体	民間社会福祉法人等		区分	建設費に対する補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		国から補助協議通知があったとき (時期は年度により変動する)		
(公募の場合) 応募要件	障がい者グループホーム・ケアホームを実施する事業者					
補助開始年度	平成17	年度	経過年数	9	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	障害者総合支援法に基づく障がい者グループホーム・ケアホームを実施するために必要となる住居の創設経費、改修整備(大規模修繕)経費に対し助成を行うことにより、同法に基づく障害福祉サービスの基盤整備を図ることを目的とする。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (創設) 1,990万円以内 短期入所整備加算 900万円以内 エレベーター等設置整備加算 157万円以内 (改修整備) 30万円以上1,000万円以内 エレベーター等設置整備加算 200万円以内				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	25年度		24年度	23年度	22年度	
	件		0 件	2 件	3 件	
	39,800 千円		0 千円	35,604 千円	58,800 千円	
24年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム(共同生活援助) 地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。 ● ケアホーム(共同生活介護) 共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行う。 					
補助金交付 による効果	グループホーム・ケアホームの設置が進み、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行が促進されている。					

※ 1 : 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。
なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。